

令和3年度における衆議院の中小企業者に関する契約の方針

令和3年10月
衆議院

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第5条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和3年9月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、衆議院及び国立国会図書館の令和3年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を以下のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

（1）中小企業・小規模事業者向け契約目標

令和3年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約金額の比率が前年度までの実績を上回るよう努め、比率が61%、金額が84億円になるよう努めるものとする。

（2）新規中小企業者向け契約目標

新規中小企業者の契約比率については、前年度までの実績を上回るよう努め、平成27年度以降の新規中小企業者の契約実績を踏まえ、概ね倍増の0.62%を目指すものとする。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るために講ずる措置については、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組むこととする。

（1）官公需情報の提供の徹底

一般競争入札、企画競争又は公募等による発注に関連する情報をホームページに掲載し、中小企業・小規模事業者の競争参加者の拡大に努めるものとする。

また、物件等の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して解りやすい説明に努めるものとする。

（2）官公需に関する相談体制の整備

会計課に、「官公需相談窓口」を設置し、中小企業・小規模事業者の相談に応ずるとともに、競争参加資格登録、入札に関する手続き等について情報を提供する等、受注機会の増大に努めるものとする。

(3) 中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫

- ① 一般競争入札、企画競争又は公募等を実施するに当たっては、適切な公示期間を設け、中小企業・小規模事業者が余裕をもって計画的に参加できるよう努めるものとする。
- ② 発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取り扱いについて書面をもって明確にするとともに、財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする。

(4) 適正な納期、工期、納入条件の設定

物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、予算の繰越しや国庫債務負担行為の活用、発注見通しの公表、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。

(5) 適正な予定価格の作成、ダンピング受注の防止等

需要の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額）等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税を計上し、適切に予定価格を作成するものとする。なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努めるものとする。

また、入札説明の際には、適切なコストの積み上げによる価格での入札を行って頂くようダンピングの防止の周知に努め、基準価格を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査制度を活用し、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況の聴取等により入札価格の妥当性について確認するものとする。

さらに、契約後において最低賃金額の改定があった場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対し確認し、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者が労働者に対して最低賃金額以上

の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

第3 新規中小企業者の活用に関する事項

新規中小企業者の活用のために講ずる措置については、基本方針に即すとともに次のとおり取り組むものとする。

(1) 過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の推進

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものにならないよう配慮するものとする。

(2) 「ここから調達サイト」の活用による調達の推進

- ① 契約相手が新規中小企業者であるときは、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する「ここから調達サイト」への登録を促すとともに、官公需施策の情報を提供するものとする。
- ② 新規中小企業者であって官公需への参入の可能性があるものに対して、「ここから調達サイト」をはじめとする施策情報を積極的に提供するものとする。

第4 上記第1～第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

- ① 官公需確保対策の円滑な推進に資するため、別紙のとおり中小企業官公需施策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。
なお、推進本部においては、調達の現状を分析し、必要に応じて各調達担当部署に対し指導、助言等を行う。
- ② 会計課は、中小企業庁から提供された中小企業者との契約の増加に資する情報を各調達担当部署に提供する。

別紙

「中小企業者の受注の機会を増大のための推進体制」

中小企業官公需施策推進本部	
本部長 本部員	衆議院 庶務部会計課長 庶務部営繕課長 庶務部電気施設課長 調査局総務課長 法制局法制企画調整部総務課長 国立国会図書館 総務部会計課長
各課室物品供用官	
事務局	衆議院 庶務部会計課